

森林土木工事共通仕様書（令和7年4月1日適用）主な改定内容

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
1-1-1-2 用語の定義	<p>25 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。  <u>納品にあたっては、「林務部における電子納品に係る実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p>下線部追記</p>	4
1-1-1-24 建設副産物	<p>6 <u>建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</u></p> <p><u>受注者は、建設発生土を再資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員等から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない</u></p> <p>7 実施書の提出</p> <p>8 建設副産物情報交換システム（COBRIS）</p> <p>下線部追記</p>	15
1-1-1-27 工事しゅん工書類の納品	<p>1 一般事項</p> <p>受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内容及び簡素化出来るものは別途定めるものとする。  <u>受注者は、「林務部における電子納品に係る実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督員等と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p>2 地盤情報の取扱い</p> <p>下線部追記</p>	19
1-1-1-41 事故報告書	<p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、<u>所定の様式により</u>監督員等へ提出しなければならない。</p>	26